

令和4年4月8日（金）開催

令和4年度
第1回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

第1回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和4年4月8日(金)
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊池國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男
8番 沖津由藏 9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名
6. 出席職員氏名 農業委員会事務局長 深井 真人 主査 秋田 凌
7. 案件
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第2号 非農地証明願の承認について
議案 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
8. 議事の経過並びに会議要領

事務局長 ただいまより令和4年4月1日に招集告示致しました令和4年度第1回農業委員会定例総会を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日、出席されている農業委員は8名ですので、横浜町農業委員会会議規則第7条により、総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席予定でしたが、橋本推進委員が本日欠席となります。なお、橋本推進委員より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉 (あいさつ省略)

事務局長 それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します

す。

議 長 長倉

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

1番 菊池國廣 委員、2番 青木一人 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(異議なし)

ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

(事務局の説明)

事務局 秋田

1ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続1件の4筆、面積12,373㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議 長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。(意見なし)

意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

(事務局の説明)

事務局 秋田

それでは議案第1号の説明に入る前に事前に配布しておりました差替えの資料のほうをご覧ください。差替えの内容についてご説明いたします。当初、分筆前の筆数で申請がありましたが、その後、分筆したということで申請書を差替えたため、資料も変更になりました。しかし、面積の変更はなく、ただ地番が増えたという変更ですので、ご確認ください。

では本日の議案に係る現地調査は3月29日(火)に、農業委員5番 杉山

委員及び農地利用最適化推進委員の高橋委員と橋本委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告いたします。

それでは、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。今回の件は1件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。申請地の転用内容については、譲受人による風力発電建設に伴うボーリング調査となります。事業主は〇〇〇となっており、風力発電事業についても〇〇〇の計画によって実施するものであります。また、申請地は農地と非農地が混在しているため非農地も併用し土地を利用する計画となっております。今後の予定といたしまして、今回のボーリング調査により風車の設置場所を確定し、農振除外の後、農地転用の申請という流れになります。申請地の図面は3ページ及び4ページに、土地利用計画図及び工程表は5ページから9ページでございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告いたします。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 高橋 農地利用最適化推進委員の高橋です。

それでは報告致します。4ページをご覧ください。申請地は〇〇〇〇に位置しており、山林や農地が混在している土地となります。農地部分については、牧草が作付けされておりました。土地利用計画から必要最低限の面積であり集团的農地の分断へ繋がらないこと、耕作への妨げとならないこと、工程表から農地へ復旧する計画があることにより、問題ないと思われま。以上で議案第1号の現地調査の結果報告を終わります。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

議長 長倉 次に、議案第2号 農非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

(事務局の説明)

事務局 秋田 10ページをお願い致します。

議案第2号 非農地証明願の承認についてご説明いたします。今回の件は1件でございます。申請地については、現況が明らかに農地ではないため地目変更を希望するものであります。また、申請地の図面及び写真に

については、11ページ及び12ページでございます。また、現地の調査結果については担当委員より報告いたします。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 高橋 それでは、報告致します。11ページ及び12ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇〇に位置しており、宅地に囲まれております。現況は、12ページをご覧のとおり土質は砂利であり切り株が残っております。元々木が生えておりましたが、近隣住民より苦情があり伐採したとのことです。以上で議案第2号の現地調査の結果報告を終わります。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第2号は承認することに決定致します。

次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認についてですが、番号2について横浜町農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に、8番沖津由蔵委員が該当しますので、番号2の審議が終了するまでの間、一時退場をお願いいたします。

（～沖津由蔵委員、一時退場～）

それでは、番号2について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは番号2について説明いたします。13ページをお願い致します。農地中間管理機構での新規契約であり賃貸借契約となっております。こちらは耕作者が以前から耕作している場所となっております。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

質疑なしと認め、これより採決いたします。

番号2を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、番号2は原案のとおり決定致します。番号2の審議が終了しましたので、沖津由蔵委員の入場を認めます。

（～沖津由蔵委員入場～）

それでは、番号1及び番号3から15について事務局より説明をお願い

い致します。

事務局 秋田

こちらの貸借は全て使用貸借で農地中間管理機構での契約になります。基盤法からの切り替えでありますので、元々耕作者が使っていた土地になります。農地中間管理機構では新規契約となります。申請地の図面については18ページから21ページになります。筆数が多いのでこちらは省略いたします。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。質疑なしと認め、これより採決いたします。

番号1及び3から15を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、番号1及び3から15は原案のとおり決定致します。

以上で、本日の報告事項及び議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

事務局 秋田

次回総会は5月10日(火)、この場所で行う予定です。

議長 長倉

これをもちまして、令和4年度第1回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和4年4月8日（金）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 菊池 國廣 ⑩

議事録署名者 青木 一人 ⑩